

岩手県告示第 502 号

口頭により開示請求することができる個人情報（平成 13 年岩手県告示第 684 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる
事務の種類	開示する内容	期間	場所	事務の種類	開示する内容	期間	場所
[略]				[略]			
一般主任計量者試験	得点	合格発表の日から起算して 1 月間	<u>計量検定所</u>	一般主任計量者試験	得点	合格発表の日から起算して 1 月間	<u>岩手県計量センター</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							